



育児中の皆さまへ

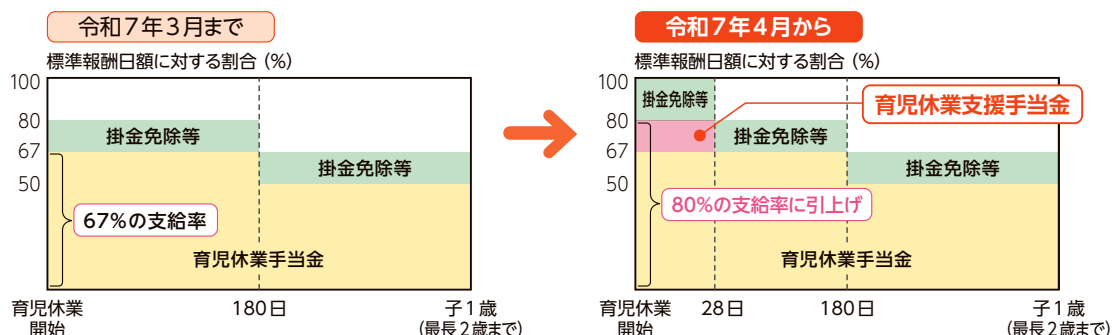
育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金の支給が開始されました

令和7年4月1日より、新たに「育児休業支援手当金」および「育児時短勤務手当金」の支給が開始されました。
▶ 詳細は、別途所属所宛てに通知等でご案内していますので、所属所にご相談の上、手續願います。

育児休業支援手当金

概要 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以降に育児休業を開始される方^(※)で、支給要件を満たす場合に、通常の育児休業手当金に加えて「育児休業支援手当金」を支給します。

※育児休業を施行日より前に開始した場合であって、施行日時点で育児休業を取得している組合員については、施行日を当該育児休業の開始日とみなして手当金の対象とします。



支給要件 組合員は対象期間内^(※)に、配偶者は子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに、それぞれ通算して14日以上育児休業を取得すること。

※男性の場合は子の出生後8週間以内、女性の場合は産後休業後約8週間以内。

支給期間 育児休業の開始日から28日間

支給額

$$\text{給付額} = \left[\frac{\text{標準報酬月額}}{22} \right] \times 13\% \times \text{支給日数}$$

(標準報酬月額 ÷ 22) (10円未満四捨五入) (円未満切捨て) (支給期間のうち、土日を除いた日数)

育児時短勤務手当金

概要 施行日以降に育児短時間勤務、部分休業などのいわゆる育児時短勤務を行った場合^(※)に、時短勤務に伴う収入減を補うものとして、「育児時短勤務手当金」を支給します。

※育児時短勤務を施行日より前に開始した場合であって、施行日時点で育児時短勤務を行っている方については、施行日を当該育児時短勤務の開始日とみなして手当金の対象とします。



支給要件 組合員が2歳未満の子を養育するために育児短時間勤務、部分休業などの育児時短勤務を行うこと。

支給期間 組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から、当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月。

支給額

- | | |
|---|--|
| ① 支給対象月に支払われた減額後の報酬額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額90%未満の場合 | ▶ 減額後の報酬額の10% |
| ② 支給対象月に支払われた減額後の報酬額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額90%以上100%未満の場合 | ▶ 当該標準報酬月額に対する当該減額後の報酬額の割合が90%を超える大きさの程度に応じて、減額後の報酬額の10%から一定割合を減じた率で算定 |

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827